

公益財団法人 江間忠・木材振興財団  
令和4年度奨学金募集要項

**1. 趣旨**

本財団は、森林・木材学分野を専攻する高校生、大学生及び大学院生（修士課程）で、学業優秀でありながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学援助を行い、もって我が国社会の発展と豊かさの向上に貢献することを目的とする。

**2. 特徴**

この奨学金の特徴は次のとおりです。

- (1) 奨学金は給付型とし、返還の義務はありません。
- (2) 奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。

**3. 奨学生の応募資格**

- (1) 本財団の理事会において指定した高等学校、大学及び大学院（以下、「学校」という。）に在籍している者
- (2) 本財団の定める学力基準及び家計基準を満たす者
- (3) 他の奨学金制度による奨学金の給付を本奨学金と併用して受けない者  
(日本学生支援機構や地方公共団体など公的機関からの給付金を除く。詳細については大学・高校を通じてお問い合わせください。)

**4. 採用人員**

25名程度

**5. 奨学金の額と支給の方法**

(1) 支給金額

月額2万円

(2) 支給の期間

奨学生に採用したときから、原則として在学学校の正規の修学期間を終了するときまでの期間内とする。（高校生は3年生まで、大学学部生は4年生まで、大学院生は修士課程2年生まで。年度毎に生活状況報告書及び成績証明書を提出いただきます。）

(3) 支給の時期

奨学金は、4月に遡及して支給し、6か月分を原則として6月末日及び12月末日の年2回支給する。

**6. 奨学金の休止、停止又は廃止**

奨学生が次の各号の一に該当するときは、奨学金の支給の休止、停止又は廃止をすることがあります。

- (1) 休学し、又は長期にわたって欠席したとき。
- (2) 学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたとき。
- (3) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。

- (4) 学業成績又は操行が不良となったとき。
- (5) 奨学金を必要としない理由が生じたとき。
- (6) 奨学生として適当でない事実があったとき。
- (7) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (8) その他奨学生としての資格を失ったとき。

## 7. 募集方法

学校を通じて募集します。

学生からの直接応募は一切受け付けません。

## 8. 応募の手続

次の書類を揃え、在学学校の指定する日までに学校の担当窓口に提出してください。

- (1) 奨学生願書（所定の様式）
- (2) 最新の成績証明書
- (3) 父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る直近の給与所得の源泉徴収票のコピーまたは所得税の確定申告書の写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（所定の様式）
- (5) 高等学校校長、大学学長等（以下、「校長等」という。）の推薦書（所定の様式）
- (6) 住民票（同一世帯内全員が表記されたもの）

## 9. 選考及び決定

- (1) 推薦された者について、本財団の選考委員会の選考を経て、理事会が奨学生を決定します。
- (2) 採用決定者については、原則として、6月下旬までに学校を経由して本人に通知します。

## 10. その他

応募書類の受付後、その記載内容の確認のため本財団の担当者が直接本人と面談を行うことがあります。なお、面談を行う場合には、事前にご連絡します。

また、応募書類の返却はいたしませんので、ご了承ください。

以上

公益財団法人 江間忠・木材振興財団

〒104-0053 東京都中央区晴海三丁目3番3号

T E L : (03) 3533-8228 F A X : (03) 3533-8228

E - m a i l : info@emachu-foundation.or.jp

担当：彦坂・小林

(別表)  
応募資格

1. 学力基準

(1) 高校生

原則として、高等学校の成績の平均値が3.5以上の者とする。

(2) 大学生及び大学院生の場合

原則として、GPA (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、GPAによる学力基準を適用することが適当でない学校については、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

また、大学1年生については、応募時にGPAがないため、(1)による。

評価	合格 (単位修得)				不合格
	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
G P	4	3	2	1	0

$$GPA = \frac{(履修登録した科目のGP \times その科目の単位数) の総和}{履修登録した全科目的総単位数}$$

2. 家計基準

(1) 高校生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となりますが、収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

子供（本人を除き、学生に限る。）の数	金額
0人	780万円
1人	870万円
2人	940万円

- ・給与所得者：源泉徴収票等の支払金額（税込）
- ・給与所得者以外：確定申告書等の所得金額（税込）

## (2) 大学生及び大学院生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となります。収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

子供（本人を除き、学生に限る。）の数	金額
0人	980万円
1人	1,050万円
2人	1,150万円

- ・給与所得者：源泉徴収票等の支払金額（税込）
- ・給与所得者以外：確定申告書等の所得金額（税込）

# 奨学金規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 公益財団法人江間忠・木材振興財団（以下、「この法人」という。）は、森林・木材学分野を専攻する高校生、大学生及び大学院生で、学業優秀でありながら経済的理由により就学困難な者に対して奨学援助を行い、もって我が国社会の発展と豊かさの向上に貢献することを目的とする。

### (奨学生の応募資格)

第2条 森林・木材学分野を専攻する高校生、大学生及び大学院生（修士課程）であって、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) この法人の理事会において指定した高等学校、大学及び大学院（以下、「学校」という。）に在籍し、森林・木材学分野を専攻している者
- (2) この法人が別途定める学力基準及び家計基準を満たす者
- (3) 他の奨学生制度による奨学生の給付を本奨学生と併用して受けない者

### (奨学生の額)

第3条 奨学生の給付額は、月額 20,000 円とする。

2. 奨学生の返還は要しないものとする。
3. 前項の規定に関わらず、第 15 条の規定に該当する場合には当該奨学生に対して奨学生の返還を求めることができる。

### (奨学生の給付期間)

第4条 前条の奨学生を給付する期間は、原則として在学学校の正規の修学期間を終了するときまでの期間内とする。ただし、第 13 条に該当する場合には、この限りでない。

## 第2章 奨学生の採用と奨学生の給付

### (応募方法)

第5条 奨学生の給付を志望する者は、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

- (1) 奨学生願書
- (2) 住民票（同一世帯内全員分の記載のあるもの）
- (3) 成績証明書
- (4) 父母（父母がいない場合は代わって家計を支えている人）に係る直近の給与所得の源泉徴収票のコピー又は所得税の確定申告書の写し
- (5) 個人情報の取扱いに関する同意書
- (6) 高等学校校長、大学学長等（以下、「学校長等」という。）の推薦書

（応募締切日）

第6条　原則として、毎年5月末日とする。

（奨学生の採用）

第7条　奨学生の採用は、この法人の奨学生選考委員会の選考を経て、理事会が決定し、その結果を学校長等を経て、本人に通知する。

（奨学金の給付）

第8条　奨学金の給付は、この法人が指定する金融機関に設けた奨学生の預金口座に、原則として、6月分を6月末日及び12月末日の年2回を併せて振込送金の方法により行うものとする。なお、振込手数料はこの法人の負担とする。

（学業成績及び生活状況の報告）

第9条　奨学生は、原則として、毎年3月末までに成績証明書及び生活状況報告書をこの法人に提出しなければならない。

（異動届出）

第10条　奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届けなければならない。

- (1) 休学・転学又は退学したとき、又は長期にわたって欠席しようとするとき。
- (2) 外国へ留学しようとするとき。
- (3) 停学・その他の処分を受けたとき。
- (4) 氏名・住所・その他重要な事項に変更があったとき。

（奨学金の休止及び停止）

第11条　奨学生が休学し、又は長期にわたって欠席したときは奨学金の給付を休止する。

- 2. 奨学生の学業又は性行などの状況により指導上必要があると認めたときは、奨学金の給付を停止する。

（奨学金の復活）

第12条　前条の規定により奨学金の給付を休止又は停止された者が、その事由が止んで在

学学校長等を経て、この法人に願い出たときは、奨学生の給付を復活することがある。

(奨学生の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の一に該当すると認めるときは、在学学校長等の意見を徴して奨学生の給付を廃止する。

- (1) 傷い疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績又は操行が不良となったとき（原則として、この法人が別途定める学力基準を満たさなくなった場合）。
- (3) 奨学生を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失ったとき。
- (6) その他奨学生としての資格を失ったとき。

(奨学生の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長等を経て奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の返還)

第15条 この法人は、第11条又は第13条に該当する場合において、当該奨学生に故意若しくは重大な過失による違約・違反が認められた場合には、当該奨学生に給付した奨学生の一部若しくは全部の返還を求めることができる。

### 第3章 補則

(改廃)

第16条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

1. この規程は、平成27年2月27日から施行する。（平成27年2月27日理事会議決）
2. この規程は、平成27年9月17日から施行する。（平成27年9月17日理事会議決）
3. この規程は、平成28年3月28日から施行する。（平成28年3月28日公益認定）
4. この規程は、平成28年5月19日から施行する。（平成28年5月19日理事会議決）
5. この規程は、平成29年9月4日から施行する。（平成29年9月4日理事会議決）
6. この規定は、令和2年6月19日から施行する。（令和2年6月19日理事会議決）

(別表)

応募資格

1. 学力基準

(1) 高校生

原則として、高等学校の成績の平均値が3.5以上の者とする。

(2) 大学生及び大学院生の場合

原則として、G P A (Grade Point Average) が2.5以上の者とする。

なお、G P Aによる学力基準を適用することが適当でない学校については、これに相当する校内学力基準により判定するものとする。

また、大学1年生については、応募時にG P Aがないため、(1)による。

評価	合格 (単位修得)				不合格
	S (秀)	A (優)	B (良)	C (可)	
点数	100-90	89-80	79-70	69-60	59-0
G P	4	3	2	1	0

$$G P A = \frac{(履修登録した科目のGP \times その科目の単位数) の総和}{履修登録した全科目の総単位数}$$

2. 家計基準

(1) 高校生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となります。収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

子供（本人を除き、学生に限る。）の数	金額
0人	780万円
1人	870万円
2人	940万円

- ・給与所得者：源泉徴収票等の支払金額（税込）
- ・給与所得者以外：確定申告書等の所得金額（税込）

## (2) 大学生及び大学院生の場合

家計基準は、世帯人員、就業者の有無等によって異なります。

家計支持者（父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人）の収入金額が選考の対象となります。収入・所得の目安はおよそ次の金額以内です。

子供（本人を除き、学生に限る。）の数	金額
0人	980万円
1人	1,050万円
2人	1,150万円

- ・給与所得者：源泉徴収票等の支払金額（税込）
- ・給与所得者以外：確定申告書等の所得金額（税込）